### 別紙一1

# 考 査 項 目 別 運 用 表 (完成・指定部分完成 )/土木監督用

【記入方法】	対象項目	及び	核	当項目にチェックマークを記入	、する		1/7	7					
考査項目	細別	対	該	а	b	С	d	該	е				
为且识口	小山ノリ	象	当		施工体制が適切である	他の事項に該当しない	施工体制がやや不備である	当	施工体制が不備である				
施工体制施	一般			施工体制が不備であり、監督 職員から文書により改善指示 を行った。									
	評価			施工体制の計画内容! 施工体制台帳、施工体 工事規模に応じた人員 工事標識などを適切に	系図が整備され、施工体 、機械配置の施工となって 設置している。 指摘事項が無かった。または打 b 満…c	の都度該当工事着手前に 系図も現場に掲げられ、現 いる。 指摘事項に対する改善が速や ) ①当該「評定対象科目」のうち、評 ②削除項目のある場合は削除後の評 ③評価値(%)=()評価数/(	変更計画書を提出している。 記場と一致している。 かに(次回)実施された。 価対象外の項目は削除する。 では項目数を母数として、比率(%)で評価する。	- రె.					
		対象	該	a、適切に配置されている		c、他の事項に該当しない	d、配置がやや不備である	該业	 e、配置が不備である				
				現場代理人として、工場場代理人として、監視場代理人ととして、監視を理、資料創整理、資料創業で、設計図表、記書、計図環境、大大計図環境、工体、監理が大大計ので、大大学、大大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大	事全体の把握ができている 腎職員との連絡調整を適り が適切に処理されている。 夫又は提案をもって工事を 針等を良く理解し、現場に 分で現場との相違があった。 条件等の困難克服に等共じ 技術者として技術的判断して で置している。 配置している。 配置している。 同る責任者を専任し、配置している。 おお事項が無かった。または対 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	は 別に行っている。 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 に 一 に の に が に が に い る。 こよく指導している。 こ し こ し で に の に が に が に に に に に に に に に に に に に	る。 た。		現場代理人等の技術者配置が不備で、監督職員から文書により改善指示を行った。 専門技術者が配置されていない。 1項目該当d 2項目該当e				

考査項目	細別	対該	а	b	С	d	該	е
为且识口	ניכ/ שיף	象当		施工管理がやや優れている	他の事項に該当しない場合	施工管理がやや不備である	当	施工管理が不備である
施工状況	施工管理		契約書18条第1項第 受けて施工を行って	1号から5号に基づく設計図 いる。	]書の照査を行い、監督職	員の確認を		設計図書と適合しない箇所があり、 文書により改造請求を行った。
	評価		施工計計画書と現場を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を	工方法が一致している。 ・	十分なされ、管理されている。 事記録写真等が適切に整る。  なされている。 ス対策機械を使用している 確に行われている。 指摘事項に対する改善が速や ) ①当該「評定対象科目」のうち、評価 ②削除項目のある場合は削除後の評価 ③評価値(%)=()評価数/( ④なお、削除後の評価対象項目数	へる。 理されている。 かに(次回)実施された。 西対象外の項目は削除する。 価項目数を母数として、比率(%)で評価する。		施工計画書が工事着手前に提出されていない。 定められた工事材料の検査義務を怠り、破壊検査を行った。 契約図書に基づく施工上の義務につき監督職員から文書により改善指示を行った。 上記1項目でも該当あれば・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		対影象当	a、工程管理が適切である	b、工程管理がほぼ適切である	c、他の事項に該当しない	d、工程管理がやや不備である	該当	e、工程管理が不備である
	評価		時間制限・片側交互追 現場条件の変更への対応 休日の確保を行ってい 工程表の内容が検討 現場での工程が、日常	され、関連工事との調整もよ 常的に把握されている。 、指摘事項が無かった。または指	もかかわらず工程の短縮で元調整を積極的に行い円滑な にく充実している。	工事進捗を行った。		請負者の責により工期内に工事を 完成させなかった。(ただし、改善指 示による場合を除く。) 上記該当あれば・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
			該当項目が90%以上・・・・ 該当項目が80%以上90% 該当項目が60%以上80% 該当項目が60%未満・・・・	未満・・・b 未満・・・c				

別紙-1 3/7

老太话口	細別	対	該	а	b	С	d	該	е
考査項目	和力リ	象	当	適切であった	ほぼ適切であった	他の事項に該当しない	やや不備であった	当	不備であった
施工状況	安全対策評価			災害防止(工事安全) 店社パトロールを1回 各種安全パトロールを 会全数育・訓練等を 安全巡視、TBM、KY 新安全巡視者の臨代 大型の 場で が、を が、を が、を が、 を が、 を が、 に に に に に に に に に に に に に に に に に に	協議会等を設置し、1回/月/月以上実施し記録が整備商を受けた事項について、速やか1時、的確に実施し記録が整等を実施し記録を整備してしたし、実施内容に現場の特別である。	は上活動し記録が整備されている。 かに改善を図り、かつ関係者に ではされている。 いる。 性が十分反映され、記録が 管理されている。 動範囲の分離措置がなされ 管理が実施されている。 点検及び管理が実施され		安全対策の不備により重大な災害等を受けた。 上記該当あれば・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	対外関係	対象	該当	その他(理由: a、対外関係が適切であった	b、対外関係がほぼ適切であっ	c、他の事項に該当しない	d、対外関係がやや不備であった		e、対外関係が不備であった 関連工事との調整に関して、発注者
	評価			工事施工にあたり地方 苦情に対して的確に対 積極的な地元対策を 関連工事との調整を行	系官公庁等の関係機関と調査との適切な調整を行った。 対応し、良好な対外関係であ 対応し、第三者からの苦情が 対ない、関連工事を含む工事 、指摘事項が無かった。または指	っった。 がなかった。または苦情に 『全体の円滑な進捗に寄り		の指示に従わなかったため、関連 工事を含む工事全体の進捗に支障 が生じた。 上記該当あれば・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
				該当項目が90%以上・・・・ 該当項目が80%以上90% 該当項目が60%以上80% 該当項目が60%未満・・・・	未満···b 未満···c	(1) 当該「評定対象科目」のうち、評( (2) 削除項目のある場合は削除後の評 (3) 評価値(%) = ()評価数/( (4) なお、削除後の評価対象項目数		開発日の人があるというでは、 または対応が悪くトラブルがあった。 関係法令に違反する恐れがあったた め、監督職員から文書により指示を行った。 上記該当あれば・・・・d	

別紙-1 4/7

考查項目	細別	評 該 価 当	а	b	С	d	該	е
与且英日	小田ハハ	価当	管理が適切である	管理がほぼ適切である	他の項目に該当しない	管理がやや不備である	当	管理が不備である
出来形及び出来学	出来形(土木一般)	b	出来高が測定項目、測定 出来高が測定項目、測定 出来高が測定項目、測定 出来高が測定項目、測定 監督職員が文書での改善 出来高が測定項目、測定	基準及び規格値を満足し、ばらて基準及び規格値を満足し、ばらて基準及び規格値を満足し、a及び基準及び規格値を満足せず、基準なび規格値を満足せず、基準及び規格値を満足せず、基準及び規格値を満足せず、基づき破壊試験を行った。・・・該当	つきが規準値の概ね80%程度 Ñbに該当しない。 準値を超えるものがあり、ばら ばd 準値を超えるものがあり、ばら	E以内である。 っつきが大きい。		
	細別	対該第一	a 管理が適切である 出来形管理図またはと	b 管理がほぼ適切である 出来形管理表が適切にまと	c 他の項目に該当しない められており、確認できる	d 管理がやや不備である	該当	e 管理が不備である 監督員が文書で改善指示を行った。
	出来形 (機械設備工事) (電気設備工事) ※上記欄に よらず、当該 欄で評価		出来形測定において、 自社の管理基準を設 写真管理基準の管理 製品の形状、寸法の記 製品の性能、機能にお	不可視部分の出来形が写 定し、適切に管理している。	真で的確に判断できる。 容範囲内であり、満足して	いる		上記該当あれば・・・・d 契約書17条第2項に基づき破壊検 査を行った。 上記該当あれば・・・・・e
	評価		該当項目が90%以上・・・・ 該当項目が80%以上90% 該当項目が60%以上80% 該当項目が60%未満・・・・	ŧ満・・・b ŧ満・・・c	③評価値(%)=()評価数	評価対象外の項目は削除する。 価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 故/( )対象評価項目数 数が2項目以下の場合はC評価とする。		

### 別紙-2

# 考 査 項 目 別 運 用 表 ( 完成・指定部分完成 )/土木総括監督用

						1/	1
考査項目	細別	対該	a	b	C	d	e 
		象当	非常に優れている	やや優れている	他の事項に該当しない場合	やや不備である	不備である
施工状況	工程管理					をもって工事を完成させた。	
				D積極的な工程調整を行い			a 
				的に行い、トラブルも少なく			b
				:、適切な人員管理と工程管理と工程管理と		と与えている。	□ c
			』配直技術名(現場代型 ●その他(理由:	型人等)の積極的な工程管理	生の安勢が見られた。	)	□ d
			」ての他(理由・			,	<mark>∟</mark> e
				※上記該当項目を総合的に判断	して、a, b, c, d, e評価を行う		
	安全対策			災害の防止への努力が顕著			
				確立し組織的に取り組んで			総合評価
				活発で他の模範となってい			□ a
			= 1	析開発や創意工夫に取り組 極的に取り組むなど、リータ			b
				型的に取り組むなと、リーラ り組みが地域全体から評価	— · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		□c □d
			その他(理由:	ブルグ・カッピッグエードル・ショール	1010 COO.	)	□ e
			CON ID (PER)	※上記該当項目を総合的に判断	して、a. b. c. d. e評価を行う	,	
	細別	対象該当	, 급구	常に優れている	b やや優れて	1.7.7	他の項目に該当しない
					り、その図れて	0.20	, 他の項目に該当しない
社会性等		_	河川、海岸の環境保全				
	貢献等			貴重種等の動・植物への保護等		0=810± 50 ±	40 A = 7 Fr
				)環境を周辺地域との景観に合: 場見学会等を実施して、積:			総合評価 ロ a
						ークョンを図った。 こ参加し、地域に貢献した。	□ b
				援助・救援活動に積極的に			c
			その他(理由:			)	
				※上記該当項目を総合的に判断	して、a, b, c, d, e評価を行う		
法令	遵守等		1, 指名停止3ヶ月以。	上(-20点)			
			2, 指名停止2ヶ月以				
			3, 指名停止1ヶ月以。	上2ヶ月未満(−13点)			
			4, 指名停止2週間以	上1ヶ月未満(-10点)			
			5, 文書警告(-8点)				
			6, 口頭注意(-5点)		1		
				たは公衆災害が発生したが			
			処分かなかつに場 <sup>・</sup> 8, 項目該当なし	合(不問で処分した案件。も	りい争以下父进争以は召	まないハー3別	
			10、独口砂コなし				

別紙一1 6/7

考査項目 細別	技術カキーワードー覧表	【事例】 具体的な評価技術力項目及び工事事例
高度技術 高度技術	■ 施工規模の大きさへの対応	【施工規模が大規模】下記の該当する項目が、高度技術で評価できる場合
キーワード評価	□ 1. 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工震度等の規模□ 2. その他(理由:)	<ul> <li>・切土、盛土工 15万原<v 10m<="" 10m<h="" li="" φ="" ・ダム用水門<設計水深25m<="" ・トンネル(シールド)="" ・護岸、築堤高=""> <li>・樋門、樋管 15㎡<a 2000mm<="" 20m<h="" 300㎡<a<="" 85㎡<a="" li="" φ="" ・トンネル(natm)="" ・トンネル(沈埋工法)="" ・堰、水門="" ・揚排水機場="" 内空断面積="" 最大径間長25m以上又は径間数3径間以上又は50㎡="" 門・トンネル(開削工法)=""> <li>・海岸堤防、護岸、突堤、離岸堤 水深10m<h 100m<w="" 100万原<v<="" li="" ・地滑り防止工="" ・浚渫工="" 又は150m<l=""> <li>・流路工 500原<q 150m<h="" 30m<h="" 400原="" li="" s<q<="" ・ダム高="" ・砂防ダム="" ・転流トンネル=""> <li>・橋梁下部工 高さ 30m<h 100m<l<="" li="" ・橋梁上部工="" 最大支間長=""> </h></li></q></li></h></li></a></li></v></li></ul>
	■ 構造物固有の難しさへの対応  □ 3. 対象構造物の形状の複雑さ(土被り厚やトンネル線形等を含む。 □ 4. 既設構造物の補強、撤去等特殊な工事 □ 5. その他(理由: □ 技術固有の難しさへの対応 □ 6. 工種及び工法の特殊性 □ 7. 新工法(機器類を含む)及び新材料の適用 □ 8. その他(理由: □ ) □ 厳しい自然・地盤条件への対応 □ 9. 湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時) □ 10. 軟弱地盤、支持地盤の状況 □ 11. 河川内・海域・急峻な地盤状況下等及び工事用道路・作業スペース等の制約 □ 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の影響 □ 13. 地滑り等の地質条件、急流河川での水流、海域での潮流等の影響、動植物等に対する配慮等	【事例:構造物固有な施工難度と対応工法等】  ・地山強度が低い、また土被りが薄いため、FEM解析等の施工のための検討が必要な工事。 ・砂防工事等で現地調査に基き、現地合わせの再設計と施工が必要な工事。 ・鉄道営業線に隣接した橋脚の耐震補強工事や河道内の流水部における橋脚撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの活線拡幅工事等。 ・施工場所や構造物の特殊性に対処するための新技術、新工法を採用した工事。 ・パイロット工事、又は特異な試験フィールド工事で撤去工法等の技術的に検討が必要な工事。 ・パイロット工事、又は特異な試験フィールド工事で撤去工法及び材料等を用いた工事等。 ・構造物固有の難しさ、技術固有の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。 ・その他、コンピューターシュンレーシュン等が必要な設計や特殊な工法及び材料等を用いた工事等。 ・構造物固有の難しさ、技術固有の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。 ・その他、オ技術固有の難しさ、の対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。 ・ 神温物固有の難しさ、技術固有の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。 ・ 大規模な山留め工法が必要な工事。 ・ 支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎の1本毎に地質調査を実施するほか、支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・ 支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎の1本毎に地質調査を実施するほか、支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・ 軟弱地盤上の緩速盛土のため、施工不可能日(待ち時間)が多く、施工機械の稼働率と施工台数等を的確に把握した工事。 ・ 軟弱地盤上の緩速盛生のため、施工不可能日(待ち時間)が多く、施工機械の稼働率と施工台数等を的確に把握した工事。 ・ 治験な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。または命網を使用する必要が充しては急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策施工後に、施工した工事。 ・ 海岸及び河川内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・ 波浪や水位変動が大きいため、作業構台等を設置した工事。また、作業構台の設置や作業工程から潜水夫を多用した工事。
	□ 14. その他(理由:       )         ■ 厳しい周辺環境等、社会条件への対応       15. 地中埋設物等の地中内の作業障害物         □ 16. 工事影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中の道路・架空線・建築物等の近接物       □ 17. 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮         □ 17. 周辺住民等に対する私質汚濁の配慮       □ 18. 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮         □ 19. 生活道路を利用しての資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペース制約         □ 20. 現道上で、特に交通規制及びその処理が伴う作業       □ 21. 騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等         □ 21. 騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等       □ 22. その他(理由:         □ 23. 災害等での臨機の処理       □ 24. 施工状況(条件)の変化に対応した施工・工法等の自発的提案と対応等         □ 25. その他(理由:       )         ■ その他       □ 26. その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評定する必要がある事項(理由:         評定する必要がある事項(理由:	・ 冬期施工のため、大規模な雪間冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事。 ・ その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。  【事例:周辺環境や社会条件等の施工現場での対応が必要になった工事等】 ・ 横断函渠工事や電線地中化工事等の現道開削工事で、ガス管、水道管、電話線等の移設が施工工程に大きく影響した工事。 ・ 鉄道営業線及び供用中の道路を跨ぐ跨線橋または跨道橋工事。 ・ 市街地等の家屋密集地での、鉄道または道路をアンダーバスする路線橋又は跨道橋工事。 ・ 市街地等の家屋密集地での、鉄道または道路をアンダーバスする路線橋又は跨道橋工事。 ・ 市街地での夜間工事。 ・ ひ I D 地区での工事。 ・ 供用中の道路(概ね日交通量1万台以上)で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・ 供用中の道路(概ね日交通量1万台以上)で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・ 供用中の道路の諸法および修繕工事等。 ・ 供用中の道路の諸上工事で交通規制が必要な工事。 ・ 支障物件の移設が工程上クリティカルバスになり、工程の遅れを生じ、回復に機械、人員等の増強を行った工事。 ・ 工事期間中の大半にわたって、規制機識類の設置・撤去を日々行い、交通開放を行った工事。 ・ 地元調整や環境対策の制約が特に多い工事。 ・ 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事。 ・ 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事。 ・ 工事に先立ちなり施工中で、監視、観測等の結果に基づき、工法変更を行った工事。 ・ 適工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工および機械の移動や旋回等に制約を受けた工事。 ・ 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工および機械の移動や旋回等に制約を受けた工事。 ・ 政策と対象が工程に大きな影響を与えた工事。 ・ 政策と対象が工程に大きな影響を与えた工事。 ・ 正と起こる気圧下の作業室での工事。 ・ 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事。 ・ 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事。
記述評価/ 「fx / ー/ を付した キーワー 項目につい で評価内容 を詳細記 **		【高度技術のキーワードの詳細】

- ※ 1. 高度な技術力とは、工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力を要する必要があった技術を評価するものである。なお、評定は「5. 創意工夫」との二重評価はしない。※ 2. 詳細評価の記述にあたっては、課長との合議とし、各考査項目キーワードで大分類して、評価する詳細な高度技術力を記述する。※ 3. 高度技術は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では「5. 創意工夫」で評価しなかったものを対象とする。

細別	創意工夫キーワード一覧表 (創意工夫が多く見られるリスト)	施工性	品質	7/7	作業環境	その	O他(項目記載)
き 創意工夫					11 214-11 24		- (2.11. N= 121)
	ロ 1. 測量・位置出しにおける工夫						)
キーワード評価							)
	□ 3. その他(理由: )						)
	■ 施工関係 □ 4. 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫						)
	□ 5. 工場加工製品等を活用し副産物及び廃棄物の減少に工夫及びリサイクルに対する積極的な取り組み						)
	□ 6. 土工事、地盤工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫						,
1	□ 7. 部材・機材の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫						)
	□ 8. 電気工事等の配線、配管等での工夫						)
	□ 9. 給排水・衛生設備工事等の配管・ポンプ類の凍結防止策、つなぎ等の工夫						)
	□ 10. 照明・視界確保等の工夫						)
	□ 11. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画施工の工夫						)
1	□ 12. 運搬車両・施工機械の工夫 □ 13. 支保工、型枠工、足場工及び仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工関係の工夫						)
	□ 13. 文体工、全体工、足場工及び収役機、復工板、田留め等の収設工関係の工犬 □ 14. 施工管理及び品質向上等の工夫						)
	□ 14. 旭工官垤及び品員同工等の工夫 □ 15. プレハブ工法等を採用し、工期短縮等の工夫						)
	□ 16. 改修工事における仮設施工の工夫						, )
	□ 17. その他(理由: )						)
	■ 品質関係						
	□ 18. 集計ソフト等の活用と工夫						
	□ 19. 躯体工事の品質管理の工夫						
	□ 20. 材料の検査試験に関する工夫						
	□ 21. 施工の検査試験に関する工夫						
	□ 22. 品質記録方法の工夫						
	□ 23. その他(理由: )						
	■ 安全衛生関係						,
	□ 24. 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)						)
	□ 25. 安全教育、技術向上講習会等、教育・ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 □ 26. 現場事務所、労務者休憩所等の居住空間及び設備等の工夫						)
	□ 27. 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理、及び粉塵防止策や作業中の換気等の工夫						)
	□ 28. 供用中の道路等の事故防止及び一般交通確保等のための工夫						)
	□ 29. 苦渋作業等の作業環境低減等の工夫						)
	□ 30. ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫						)
	□ 31. その他(理由: )						)
	■ 施工管理関係						·
	□ 32. 出来形管理等に関する工夫						
	□ 33. 施工計画書及び写真管理等に関する工夫						
	□ 34. 出来形、品質との計測関係等の工夫及び集計、管理図等の工夫						
	□ 35. CAD、施工管理ソフト、度量管理システム等の活用						
	□ 36. その他(理由: )	_L					
	■ その他						
	□ 37. その他(理由: )						)
	□ 38. その他(理由: )						)
	□ 39. その他(理由: )						)
記述評価	<b>評 点:</b>						
【 <b>棱</b> マークをſ たキーワードエ	TO NOTE THE PROPERTY OF THE PR						
について評価	「☆・該ヨヤーリート数の数と里みを刺染して評点する。						
を詳細記述】	・ 1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えても良い。						

加点は+7点~0点の範囲とする。

4. キーワードの評価(選定)及び詳細評価は課長との合議を持って記述する。

5. 「高度技術」との二重評価はしない

<sup>1.</sup> 創意工夫においては「5. 高度な技術力」の考査項目において評価するほどではないが、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば加点・抽出記載する。
2. 「2. 施工状況」「3. 出来形及び出来栄え」においても創意工夫は加点対象とされるが、企業努力を引き立たせるため本考査項でも再評価する。
3. 創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では軽微なものを評価する。

## 「 施 エ プ ロ セ ス 」の チェックリスト

1		$\top$	車.	勽
	٠		7	-1

|--|

所属課名	:
監督員名	

3. 施工業者

- ①「施工プロセス」チェックリスト(案)は、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員等が確認する。
- ② チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容がOKであれば□にチェックマークを記入し、OKでなければ備考欄に指示事項や是正状況等を記入する。
- ③ 用語の定義については、契約後とは当初契約後であり、変更後とは工期内に行う契約変更後とする。

(1/4)

-t	1	7 - 4.4	・	22001	A	10 / / (10)	2200	チェ	ッ	ク 時	期	( 指	· 示	事	項 )			(1/4)
考査 項目	細別	確認項目	(チェックの目安)	着手前							791	( 11					完成時	備 考 (指示事項及びその是正状況等)
1	Ι	○契約工程表	・契約締結の14日以内に、契約工程 表が提出された。(契約後、変更後)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
施工	施工	○工事カルテ	・事前に監督職員の確認を受け、契約 締結後等の10日以内に登録機関に申 請した。(契約後、変更後、完成前)	\ _	\ _	\ _	/	/	/	/	/	/	/	<b>/</b> □	/	/	/	
体制	体制	○品質証明	・品質証明員の資格(身分及び経歴) が適正である。また、品質証明員に関 する資料を書面で提出した。(契約 後、変更後)	\	\ _	\	\	\ _	\ _	\ _	\	/	\ _	\ _	/	\ _		
	_		・工事途中及び検査時の事前に品質確認を行ない、その結果を所定の様式により提出した。 (検査の前等)		\ _	\ _	/ 0	/	/	/	/	/	/	/	/ 0	/ 0	/	
	般		・品質証明は、出来局、品質及び与具管理等、工事全般にわたり適切(数量も含む)に実施した。(品質証明実施時)		\	\ _	/ 0	/	\ 	\	\ 	/	<i>'</i>	<i>/</i>	/	\ _	/	
		○建設業退職 金共済制度等	・掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ 月以内に提出した。(契約後、増額変更 後)	\ _	\ _	\ _	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
			・「建設業退職金共済制度適用事業主工 事現場」の標識を現場に掲示している。 (施工時1回程度)		\ _	\ _	\ _	\ _	\	\	\	\ 	/	<i>/</i>	/ 	\ _		
			・労災保険関係の項目を現場の見やすい場所に掲示している。(施工時1回 程度)		\ _	\ _	/ 0	\ _	\ _	\ _	\ _	\ _	\ _	\ _	\ 	\ _		
			・建設業退職金共済証紙の配布を受け 払い簿等により適切に管理している。 (施工時適宜)		\ _	\ _	/ 0	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
		○施工体制台帳 施工体系図	・施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。 (施工時の当初、変更時)		\ _	\	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
			・施工体制台帳に下請負契約書(写) 及び再下請通知書を添付している。 (施工時の当初、変更時)		\ _	\ _	<i>/</i>	<i>'</i>	_	<i>/</i>	<i>'</i>	/ 	<i>/</i>	/ 	/ 	<i>'</i>		
			・施工体系図を現場の工事関係者及び 公衆の見やすい場所に掲げている。 (施工時の当初、変更時)		\ _	\ _	/	/	<i>/</i>	/ 	/	/	<i>'</i>	/	/	/		
			・施工体系図に記載のない業者が作業 していない。(施工時 1回/月程 度)		<b>/</b> □	<b>∕</b>	<i>/</i>	/	<i>'</i>	<b>/</b> □	/	<b>/</b> □	<i>/</i>	<b>/</b> □	<i>/</i>	/		

(2/4)

別紙-4

別紙-	-																	(2/4)
考査 項目	細別	確認項目	チェックリストー覧表	着手前				チェ	ッ 施 <i>ニ</i>	ク 時 C 中	期 期	( 指	示 示	事	項 )		完成時	備 考 (指示事項及びその是正状況等
			(チェックの目安) ・施工体系図に記載されている主任技	相丁則					他 _				1				无规时	(1日小事項及0~200定正依抗量
I 施	I 施	○施工体制台帳 施工体系図 (続き)	術者及び施工計画書に記載されている		\ 	\ _	\ _	_	<i>/</i>	/	<i>-</i>	/ 	<i>/</i>	<i>/</i>	\ 	<i>'</i>		
エ	工体制		・元請負人がその下請工事の施工に実 質的に関与しているか? (施工時の当 初、変更時)		\ 	\ _	/	<i>/</i>	/	/	<i>/</i>	<b>✓</b>	/	/ 	/	/		
体制	般	○建設業許可標識	・建設業許可を受けたことを示す標識 を公衆の見やすい場所に設置し、監理 技術者を正しく記載している。(施工 時1回程度)		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
	П	○現場代理人	・現場代理人は現場に常駐している。 (施工時1回/月程度)		/	/ _	/	/	/	/ 0	/	/	/	/	/	/		
	配置		・現場代理人は、監督職員との連絡調整及び対応を書面で行っている。 (施工時適宜)		/	\ 	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
	技	○専門技術者 の配置	・専門技術者を専任し、配置してい る。 (施工計画時、施工時適宜)	<i>'</i>	/	/	/	<i>'</i>	/	/	/	<i>'</i>	/	/	<i>/</i>	<i>/</i>		
	術者	○作業主任者 の選任	・作業主任者を選任し、配置している。 (施工計画時)	/	/	\ _	/	<i>'</i>	/	/	<i>/</i>	<i>'</i>	/	<i>'</i>	<i>'</i>	<b>/</b> □		
		○監理技術者 (主任技術者)	・資格者証の内容を確認した。 (着手前)	\_														
		の専任制	・配直プル技術者、 囲知による監理技術者施工体制台帳に記載された監理技術者と監理技術者証に記載された技術者及び本人が同一であった。 (着手論)	\ _														
	現		・現場に常駐している。 (施工時1回/月程度)		/	\ _	/	<i>'</i>	/	<b>/</b> □	/	<b>/</b> □	<b>/</b> □	/	/	/		
	場代		・施工計画や工事に係る工程、技術的 事項を把握し、主体的に係わってい る。 (施工時、打 合せ時)		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
	理		・施工に先立ち、創意工夫又は提案を もって工事を進めている。 (施工時1回/月程度)		/	\ _	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
	人	○現場技術者	・現場技術員との対応が適切である。 (施工時適宜)		/	\ _	/	<i>'</i>	/	/	/	/	/	/	<i>/</i>	/		
		○配管に関す る技術を司る 責任者	・配管に関する技術を司る責任者を専任し、配置している。 (施工計画時、施工時適宜)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
		〇給水装置工 事主任技術者	・給水装置工事主任技術者を専任し、 配置している。 (施工計画時、施工時適宜)	/		/	/	/		/	/	/	/	/	/	/		
		○下請負者の把握	・下請負者が福岡市の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。 (施工時適宜)		/	/	/	/	/	/ 	/	/	/	/	/	/		

(3/4)

別紙	+																	(3/4)
考査 項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表					チェ		ク 時	期	( 指	示	事	項 )		1	備考
伊口			(チェックの目安)	着手前					施二	中							完成時	(指示事項及びその是正状況等)
2 施	I 施	<ul><li>○設計図書の 照査等</li></ul>	・契約書第18条第1項第1号から第 5号に係わる設計図書の照査を行っている。 (着手前、施工時適宜)	\ _	/	/	/	/ 	<b>/</b> □	/ 	/	/	/	<i>/</i>	\ _	/		
工	工管		・現場との相違事実がある場合、その 事実が確認できる資料を書面により提 出して確認を受けた. (着手前、施工時 適官)	\ _	\ _	\	\ _	/	\ _	/	/	/	/	/	\ _	/		
況	理	○施工計画書	・施工 (変更を含む) に先立ち、提出 した。 (着手前、変更時)	/	/	/	/	/ 	/	/	/	/	/	<i>/</i>	<b>/</b> □	/		
			・記載内容と現場施工方法と一致している。 (施工時適宜)		\ _	\ _	\ _	/ 	\ _	/ 	/	/	/ 	/	/ 	/		
			・記載内容(作業手順書等)と現場施工体制が一致している。(施工時適宜)		\ _	\ _	\ _	/ 	\ _	<b>/</b> □	/	/ 	<b>/</b> □	<b>/</b> □	\   	<b>/</b> □		
			・記載内容が、設計図書・現場条件等 を反映している。 (着手前、変更時)	/	/	/ 	/	/ 	/	/ 	/	/ 	/	/ 	/ 	<b>/</b> □		
		<ul><li>○施工管理</li><li>・工事材料管理</li></ul>	・工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理している。 (施工時適宜)		/	<b>/</b> □	/	/ 	/	/ 	/ 	/ 	/ 	<b>/</b> □	/	<b>/</b> □		
		<ul> <li>出来形、品質管理</li> </ul>	・品質管理確保のための対策など施工 に関する工夫を書面で確認できる. (施工時適宜)		/	<i>/</i>	/	/	/	/	/	/	/	/	\ 	/		
		・イメージアップ	・日常の出来形、品質管理が書面で確認できる。 (施工時適宜)		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/ 	/		
			・特記仕様書等に定められた事項や独 自の取り組み、また、地域等より評価 されるものがある。(施工時適宜)		/ [	/ [	/ [	/	/ [	/	/	/	/	/	/	/		
		○検査(確認を 含む)及び立会	・監督員の立会いにあたって、あらかじめ立会願を提出して行っている。		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/			
		等の調整	(施工時適宜) ・段階確認の確認時期が、適切であ															
			る。 (施工時適宜)															
		○工事の着手	・工事開始日後、30日以内に工事に 着手した。 (着手時)	\ 														
		○支給品 及び貸与品	・受領予定14日前までに、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書を提出した。 (施工時適宜)		<i>/</i>	<i>/</i>	<i>/</i>	<b>/</b> □	_		_	<b>/</b> □		_	/ 			
		<ul><li>○建設副産物及び建設廃棄物</li></ul>	ていることを確認し、監督職員に提示 した。 (施工時適宜)		/	/	/	/	/	/	/	/	/	<b>/</b> □	/	/		
			・再生資源利用計画書及び再生資源利 用促進計画書を所定様式に基づき作成 し、施工計画書に含め提出した.(施工 時適官)	\ _	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	\ <sub> </sub>	/		
		○指定建設機械 の確認			/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		

(4/4)

別紙-4

本部項目   チェックリスト一覧表	
T	
施工	
工 管理	
理	/
大	
図	
安全 (施工時適宜)	
女全       ・店社パトロールを実施し、記録がある。 (施工時1回/月程度)       ノ ノ ノ ノ ノ ノ ノ ノ ノ ノ ノ ノ ノ ノ ノ ノ ノ ノ ノ	
・安全・訓練等を実施し、記録がある。 (施工時適宜)	
(施工時適宜) □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
る。 (施工時適宜) □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
- 過積載防止に取り組んでいる記録がある。 (施工時適宜)	
ある。 (施工時適宜) □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
理され、記録がある。 (施工時 1 回 / 月程度)	/ / / / / / / / / /
・重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録等がある。(施工時適宜) ロロロロロロ目のは留め、仮締切等の設置後の点検及で管理の記録がある。(施工時適宜) ロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロ	
との行動範囲の分離措置がなされた点検記録等がある。(施工時適宜)	
・山留め、仮締切等の設置後の点検及 び管理の記録がある。(施工時適宜) ・足場や支保工の組立完了時や使用中 の点検及び管理がチェックリスト等に より実施され、記録がある。(施工時 適宜) ・保安施設等の整理・設置・管理が的 確であり、記録がある。(施工時適 宜) ・各種安全パトロールでの指摘事項や	
び管理の記録がある。(施工時適宜)       □       □       □         ・足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録がある。(施工時適宜)       ノ       ノ       ノ         ・保安施設等の整理・設置・管理が的確であり、記録がある。(施工時適宜)       □       □       □         ○安全パト       ・各種安全パトロールでの指摘事項や	
の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録がある。(施工時適宜)       / / □         ・保安施設等の整理・設置・管理が的確であり、記録がある。(施工時適宜)       / □         ○安全パト       ・各種安全パトロールでの指摘事項や	
より実施され、記録がある。(施工時適宜)     □     □     □       ・保安施設等の整理・設置・管理が的確であり、記録がある。(施工時適宜)     ノ     ノ     ノ       ○安全パト     ・各種安全パトロールでの指摘事項や	/ / / / / / / / / /
確であり、記録がある。(施工時適 ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ	
宜)     □     □     □       ○安全パト     ・各種安全パトロールでの指摘事項や	/ / / / / / / / / /
事項の処理 り、かつ関係者に是正報告した記録が ある。 (施工時適宜) □ □ □ □	
₩ ○関係機関等 ・関係官公庁等の関係機関との折衝及 / / /	
IV     ○関係機関等       び調整をした記録がある。(施工時適宜)	
対 ・地元住民との施工上必要な交渉、工 すの施工に関しての苦情対応を適切に	
関 行い、記録がある。(施工時適宜) □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	